

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名：みずほ保育園

評価実施期間：平成26年3月25日～平成26年4月8日

1 評価機関

名称	特定非営利活動法人エイジコンサーン・ジャパン
所在地	大阪市住之江区南港北2-1-10ATCビルITM棟9階

2 事業者情報【平成26年2月1日現在】

事業所名称 (施設名)	みずほ保育園	サービス種別	保育所
開設年月日	昭和53年4月1日	管理者氏名	園長 西村 健
設置主体	昭和53年4月1日	代表者 職・氏名	理事長 西村 健
経営主体	昭和52年8月12日	代表者 職・氏名	理事長 西村 健
所在地	〒631-0011	奈良市押熊町464番地	
連絡先電話番号	0742-46-7050	FAX 番号	同左
ホームページアドレス	無		
E-mail	mizuho@seagreen.ocn.ne.jp		

基本理念・運営方針

保育目標に「明るく、楽しく、たくましく」を掲げ、年齢に応じたカリキュラムにより養護と教育を一体的に実践している。一輪車には先代からの想い入れがあり、全員が一輪車を乗りこなせるように「成せばなる」の精神を身につけ、達成感を味わう事に子ども・職員一丸となって取り組んでいる。3歳からは昼寝の時間を活用し国語や算数に取組み、教育にも力を入れている。ほぼ毎月のようにイベントが行われ、保護者の手伝いに支えられながらアットホームな雰囲気を持ち味となっている。特に運動会では祖父母の参加が多く、プログラムも他所と違い家族参加型のものとなっている。園長がほとんど毎日子ども・職員と係っており、コミュニケーションは言うまでもなく、何か問題が起きた場合でも即座に解決できる体制を取っている。

【利用者の状況】

定員	60	利用者数	41
----	----	------	----

※) 施設種別ごとに、利用者の年齢階層、利用期間、障害の程度・内容など、

その施設の特徴が明らかになるようなデータを適宜添付してください。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

2 事業者情報【平成26年2月1日現在】

【職員の状況】

職 種	勤 務 区 分				常勤換算 ※	基準職員数 ※
	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)			
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
保育士	6		1			
前年度採用・退職の状況：		採 用	常 勤 2人	非 常 勤 0人		
		退 職	常 勤 0人	非 常 勤 0人		
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					5 年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					5 年	
○常勤職員の平均年齢					25 歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					25 歳	

※常勤換算数及び基準職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ記入してください。

3 評価の総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>職場のコミュニケーションは充実しており、雰囲気も良い。園に通う子ども全員の事を全職員が把握し一人ひとりの成長をきちんと見ている。異年齢の子供同士のつながりもありアットホームな環境での保育がなされ、子どもたちはのびのびとしている。文字、簡単な計算、楽器、一輪車等も指導計画の中に取り入れ養護と教育を一体的に行なう事にも取り組んでいる。子どもたちは大切に保育される中で挨拶や決まり事を自然に身につけていっている。職員は先輩の研修ノートを基に各自作成され、先輩からの伝授が園の伝統として子どもたちの保育に活かされている。保護者もイベント開催時のお手伝いに協力的で、全員で子どもたちの成長を見守っている様子が伺える。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>法人・保育所の理念、基本方針がない。ビジョン・中長期計画・事業計画も作成されていない。保育の質の向上に関しては最も改善が望まれるところである。運動では跳び箱・マット・縄跳び・滑り台を中止しており、園庭がないというハンディキャップを克服する必要がある。又、楽器についても木琴や太鼓等が休眠状態になっており、多くの楽器に挑戦して頂きたい。「保育課程」に基づき指導計画を作成し、年間計画、月次計画、週案、日案に落とし込み実施記録を通して自己評価を行い、保育課程、指導計画の見直しへと繋げていく事で自ずとサービス</p>
--

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

の質の向上が図られると思われる。昨今、子育て支援は保護者にとって大きなニーズが潜在しており、積極的な活動が望まれる。あらゆる社会資源と連携し、例えば1回/年から保護者向け講演会・相談会からスタートするのも一考と考える。園内においては安全が最優先、段差解消、廊下敷物のはがれ、玄関などの整理整頓を充分にお願いしたい。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

4 大項目別の評価概要

共通基準	
1-1	理念・基本方針
<p>法人・保育所の理念、基本方針がない。保育理念は保育課程に記載されている。理念や基本方針はないが、「明るく、楽しく、逞しく」を保育の目標に掲げ、日々、園長が保育士と一緒に子どもたちと係る中で、実践している。入園時、パンフレットに保育目標・年間行事予定・1日の過ごし方・保育の特色を記載し、説明している。</p>	
1-2	事業計画の策定
<p>ビジョン・中長期計画・事業計画はない。予算書・収支計算書があり、その中で人件費の増減、耐震補強等の増改築の必要性を把握している。行事等わかりやすく説明した資料を作成していないが、貼り紙や連絡ノートに書いて伝えている。年1回の保護者懇談会において、事業計画の内容を口頭で説明している。</p>	
1-3	経営者の責任とリーダーシップ
<p>管理者責任は文書化された物はないが、園長は自ら、先頭に立ち、日々子供たちと接しており、その中で職員に対し、自らの役割と責任を表明している。保育の質の向上に関しては最も改善が望まれるところである。運動では跳び箱・マット・縄跳び・滑り台を中止しており、園庭がないというハンディキャップを克服する必要がある。又、楽器についても木琴や太鼓等が休眠状態になっており、園長・職員一丸となって保育の質の向上に早急に取り組む事が期待される。経営効率化委員会（仮称）等の組織を立ち上げ、子どもの最善の利益を追求するために、経営・業務の効率化、職員の環境整備・就業規則の見直しを行い、職員全体で合目的・効率的な組織体制を構築することが望まれる。</p>	
2-1	経営状況の把握
<p>経営を取り巻く環境については、行政監査時の市職員や敬老祭・カルタ取りの会に招待している自治会・水利組合の方々から情報を収集しており、全体的に把握しているが、情報のデータ化ができていない。予算書・収支計算書等園長自ら作成しており、経営状況の把握・分析は行われている。外部監査や第三者委員といった外部の人材を投入することにより、組織だった取り組みが今後望まれる。</p>	
2-2	人材の確保・育成
<p>園長においては、基本的な人事管理に関する方針は確立され、実施されているが、具体的なプランに沿ったものではない。人事考課・給与体系は旧態依然のものであるが、現在の手法は職員のモチベーションを低下させるものではなく、維持されている。コミュニケーションは充実しており、職場の雰囲気も良い。職員のあり方について明示しているものはなく、今後作成が望まれる。職員の教育研修は、保育所の活性化を図ることであり、保育所内外の研修参加は基より、様々な人や場との係わりの中で共に学び合う環境を醸成していく事が保育所の活性化に繋がり、喜びや意欲を持った保育を実践する事に繋がると思われる。実習生の受け入れは積極的に行われている。これをプログラム化する事により、職員の意識向上、園の体制強化に繋がる良い機会となるとと思われる。早急なプログラム化が望まれる。</p>	
2-3	安全管理
<p>健康診断は2回/年、身体測定を毎月実施されている。感染症発生時は、状況・対策等を掲示すると共に、連絡帳に記載し注意を喚起している。しかしながら、マニュアルの整備、組織だったシステムがない。最優先事項として子どもの安全確保があり、踊り場のじゅうたんの補修、ラックや家具の固定等早急な対応が求められる。更に把握すべきリスクとして、衛生上、感染症及び急病、けがや事故、不審者の侵入といったリスクを想定し、その対策を職員全体で共有、マニュアル化することが早急に望まれる。避難訓練は毎月、水消火器による消防訓練を2回/年、火災報知器等の業者による点検も2回/年実施している。施設整備積立金は行われているが、耐震措置に関し予算化・耐震診断が行われていない。災害時対応マニュアルはない。</p>	

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

2-4 地域との交流と連携

自治会の夏祭りに参加したり、敬老祭に自治会の老人会を招待し交流の機会を持っている。又、中高生の受入れにも積極的だが、社会資源全般の活用・交流という観点からは不十分であり、積極的な活動が期待される場所である。昨今、子育て支援は保護者にとって大きなニーズが潜在しており、積極的な活動が望まれる。あらゆる社会資源と連携し、例えば1回/年から保護者向け講演会・相談会からスタートするのも一考と考える。毎週土曜日に3年間続けて来ているボランティアが英語本の読み聞かせをしているとお聞きした。大変子ども達にとっては楽しみの事と推察する。多種多様なボランティアを受け入れる事により保育内容が充実したものへと転換できると予想する。ボランティア受け入れに関しては自ずとルールが必要になると思われる。

3-1 利用者本位の福祉サービス

保護者とは送迎時における会話や連絡帳、月に一度の園だより、懇談会、行事などを通して子どもの様子を伝えると共に保護者からの意見、要望を聞いている。保護者の気持ちを受け止めることで親子関係の安定を図り、保護者との協力で更なる養育力の向上を今後も期待する。

3-2 サービスの質の確保

「保育課程」に基づき指導計画を作成し年間計画、月次計画、週案、日案に落とし込み実施記録を通して自己評価を行い、保育課程、指導計画の見直しへと繋げていくことでおのずとサービスの質の向上が図られると思われる。パソコンの利用などにより日々の作業は簡素化し連絡帳や保育日誌により一層時間をかけることができるのではないかと思われる。

3-3 サービスの開始・継続

入園前の見学は利用者の都合に合わせて行われ、入園時には理念や目標、保育の内容についてしっかり説明している。児童票等を基に保育の継続性に配慮している。サービス終了後も保護者が相談しやすい雰囲気を職員は作り対応しているが組織として窓口の設置はなされていない。書面にて相談窓口を保護者に知らせることが望まれる。

3-4 サービス実施計画の策定

園に通う子ども全員の事を全ての職員が把握し一人ひとりの成長をきちんと見ている。異年齢の子供同士のつながりもありアットホームな環境での保育がなされ、子どもたちはのびのびとしている。文字、簡単な計算、楽器、一輪車等も計画の中に取り入れ養護と教育を一体的に行なう事にも取り組んでいる。子どもたちは大切に保育される中で挨拶や決まりごとを自然に身につけていっている。今後は社会福祉法人として円滑な事業運営のために「保育指針」に基づく各書類、マニュアルの充実、そして自己評価を基に実施計画の見直しを定期的に行なう体制を築かれる事を期待している。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

4 大項目別の評価概要

付 加 基 準
<p>A-1</p> <p>保育課程は編成されているが、全職員が参画して定期的に評価・改善される事が望まれる。1・2歳児は「生きる力の基礎を育む時期」で「したい」という気持ちを大事にし、もめ事等にも子ども同士で解決する事に主眼を置き見守っている。又、SIDSについては午睡ノートが作成され呼吸や健康状態を定期的に確認している。園庭がないため、子ども達の運動量・活動量の向上を図る工夫が早急に求められる。子どもたちは集団生活のルールの中で明るく伸び伸びと生活し笑顔で挨拶ができています。3歳児以降、異年齢との交流も多く見られ、自然素材を用いての遊びや動物との関わりはないが、路線バスを利用しての遠足や地元の氏神様への七五三参り、芋ほり、手入れ、収穫体験などを通して興味関心のある活動を行い、友達と楽しむ事に主眼を置いている。更に、数々のイベントの中で、言葉、歌、お遊戯、劇など表現力を発揮できる場面が多く、個性を伸ばしつつ、友達と協力して一つの事を成し遂げる喜びを職員、保護者共に共有している。職員は研修マニュアルはないが職員各自が自己にて研修ノートを作成し、子どもたちの保育に活かしている。標準化された自己評価システムを導入する事により更なる意識向上が望まれる。</p>
<p>A-2</p> <p>全職員がすべての子どもの名前や性格まで把握しており、子ども一人ひとりを受容した援助が行われているが、その受容に関する個人指導記録がない。食育に関しては、食事摂取量もほとんど完食のようである。手作りおやつも提供されているが、調理員が直接子どもたちと接する場面がないようである。アトピー性皮膚炎、アレルギー等に関しては主治医より診断書をもらい、アレルギーとなるものに関しては園としての対応ラインを保護者に伝え納得してもらっている。年2回の健康診断、6月に歯科・眼科・耳鼻咽喉の健診が行われ、記録されていると共に保護者に報告されている。衛生管理においては職員全体で個人衛生を守り、菌の媒介者とならないよう、併せてマニュアルの作成も必要と考える。お迎え待機時は異年齢の子どもたちが一つの部屋で過ごせるように配慮し、突発的な延長に対しても柔軟な対応をしている。</p>
<p>A-3</p> <p>保護者支援に関しては、年1回の個人懇談と2回のクラス懇談、送迎時の面談及び連絡帳への記載により子どもの発達や育児についてある程度保護者との共通認識は出来ている。食育の重要性は言うに及ばず、昨今は保護者の不安や悩みが多いことから、栄養士、調理員等との連携も含めて、保育所全体での取組みに期待する。1・2歳児の家庭での食事の状況は把握しているようだが3歳以上についても必須と考える。保護者参加による食事会やおやつメニュー検討会等の開催も喜ばれるのではないかと考える。虐待は昨今の社会情勢において非常に重要課題であり、園長・職員の認識は十分にあるが、虐待に関するマニュアル作成、研修は園のみならず保護者支援の観点からも必要である。</p>

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象1 福祉サービスの基本方針と組織

1-1 理念・基本方針

1-1-(1) 理念、基本方針が確立されている	第三者評価結果
-1 理念が明文化されている	a・b・c
-2 理念に基づく基本方針が明文化されている	a・b・c
1-1-(2) 理念や基本方針が周知されている	-
-1 理念や基本方針が職員に周知されている	a・b・c
-2 理念や基本方針が利用者等に周知されている	a・b・c

1-2 事業計画の策定

1-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	第三者評価結果
-1 中・長期計画が策定されている	a・b・c
-2 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	a・b・c
1-2-(2) 事業計画が適切に策定されている	-
-1 事業計画の策定が組織的に行われている	a・b・c
-2 事業計画が職員に周知されている	a・b・c
-3 事業計画が利用者等に周知されている	a・b・c

1-3 管理者の責任とリーダーシップ

1-3-(1) 管理者の責任が明確にされている	第三者評価結果
-1 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	a・b・c
-2 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている	a・b・c
1-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている	-
-1 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している	a・b・c
-2 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している	a・b・c

評価対象2 組織の運営管理

2-1 経営状況の把握

2-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している	第三者評価結果
-1 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	a・b・c
-2 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている	a・b・c
-3 外部監査が実施されている	a・b・c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象2 組織の運営管理

2-2 人材の確保・養成

2-2-(1) 人事管理の体制が整備されている	第三者評価結果
-1 必要な人材に関する具体的なプランが確立している	a・b・c
-2 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	a・b・c
2-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている	-
-1 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	a・b・c
-2 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる	a・b・c
2-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている	-
-1 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	a・b・c
-2 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている	a・b・c
-3 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	a・b・c
2-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている	-
-1 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c

2-3 安全管理

2-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている	第三者評価結果
-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている	a・b・c
-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・b・c
-3 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している	a・b・c

2-4 地域との交流と連携

2-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている	第三者評価結果
-1 利用者と地域とのかかわりを大切にしている	a・b・c
-2 事業所が有する機能を地域に還元している	a・b・c
-3 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	a・b・c
2-4-(2) 関係機関との連携が確保されている	-
-1 必要な社会資源を明確にしている	a・b・c
-2 関係機関等との連携が適切に行われている	a・b・c
2-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている	-
-1 地域の福祉ニーズを把握している	a・b・c
-2 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	a・b・c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-1 利用者本位の福祉サービス

3-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている	第三者評価結果
-1 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている	a・b・e
-2 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	a・b・c
3-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている	-
-1 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
3-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	-
-1 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	a・b・c
-2 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	a・b・c
-3 利用者からの意見等に対して迅速に対応している	a・b・c

3-2 サービスの質の確保

3-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている	第三者評価結果
-1 サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	a・b・c
-2 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・b・c
3-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している	-
-1 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a・b・e
-2 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	a・b・c
3-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている	-
-1 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	a・b・c
-2 利用者に関する記録の管理体制が確立している	a・b・c
-3 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	a・b・e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-3 サービスの開始・継続

3-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている	第三者評価結果
-1 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	a・b・e
-2 サービスの開始にあたり利用者等に分かりやすく説明し、同意を得るための仕組み作りをしている	a・b・e
3-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている	-
-1 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	a・b・e

3-4 サービス実施計画の策定

3-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている	第三者評価結果
-1 定められた手順に従ってアセスメントを行っている	a・b・e
3-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている	-
-1 サービス実施計画を適切に策定している	a・b・e
-2 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている	a・b・c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (保育所 付加基準)

評価対象A-1 保育所保育の基本

A-1-(1)	養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
-1	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・b・c
-2	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・e
-3	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・e
-4	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・e
-5	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a・b・e
A-1-(2)	環境を通して行う保育	第三者評価結果
-1	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・e
-2	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a・b・e
-3	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・e
-4	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・e
-5	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・e
A-1-(3)	職員の資質向上	第三者評価結果
-1	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・b・c

評価対象A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1)	生活と発達の連続性	第三者評価結果
-1	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a・b・e
-2	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・c
-3	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (保育所 付加基準)

A-2-(2)	子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	第三者評価結果
-1	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a・b・e
-2	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a・b・e
-3	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a・b・e
-4	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・b・e
A-2-(3)	健康及び安全の実施体制	第三者評価結果
-1	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a・b・e
-2	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a・b・c

評価対象A-3 保護者に対する支援

A-3-(1)	家庭との緊密な連携	第三者評価結果
-1	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・b・c
-2	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a・b・e
-3	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a・b・e
-4	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・b・c